

法律名	消防法
施行年	昭和23年 H15年改正
目的	この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。（第1条）
対象者	建築物・工作物の所有者・管理者・占有者、消防隊
規制対象事業規模	特にない
規制内容	<p>普通の工場・施設については、建設時、確認申請を出して建築基準法をクリアしている場合は、建設段階で消防法の規定をうけることはないが、工場・施設の運営管理や販売段階でこの法律は関係する。危険物の工場の場合は、建設時も建築段階と完工段階で検査を受けなければならず、また運営管理の規制も厳しい。</p> <p><全ての工場・施設></p> <p>まず、火災災害を予防し、消火活動を妨げず、人命への危険性をできるだけ少なくするため、消防長・消防署長から防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について改善命令が出されることがある。これに従わねば当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ぜられることがある（第5条）。</p> <p>これは直接関連しないが、建築物の新築・増築・改築などについて指定確認検査機関へ確認申請を出した際、その地域を管轄する消防長又は消防署長の同意が必要となっている（第7条）</p> <p>防火管理者を設けなければならない（第8条）。その防火管理者の業務は、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理など。</p> <p>工場の事業主など（所有者、管理者又は占有者）は、防火上の管理責任がある（第8条の2）。廊下、階段、避難口などに、避難の支障になる物が放置されないように管理する。また、防火戸の閉鎖の支障になる物が放置されないように管理する。</p>

圧縮アセチレンガス、液化石油ガスなど政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う場合、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。（第9条の2）

少量の危険物やわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速く、消火の活動が困難となるものとして政令で定められた物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定められているので要チェック（第9条の3）。なお危険物には化学物質、石油類、アルコール類、動植物油脂類も含まれている（第2条別表）。

政令で定められた技術上の基準（設備等技術基準）に合う消防用設備・消防用水・消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置・維持しなければならない（第17条）。なお、市町村により、気候・風土にあわせて、条例で上乗せ規定を設けているところがあるので要チェック。この基準にあってないと、消防長・消防署長から技術基準に従つてを設置・措置するようを命令されることがある（第17条の4）

設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等の工事・整備のうち、特定の工事整備は、消防設備士免状を持っている者でないとできないものもある（第17条の5）

消防用機械器具・設備・消火薬剤については、検定を受けたもの（第21条の2）を工場・屋施設に備えておくほうがよい。

<危険物の製造・貯蔵施設>

危険物が多いときは（第10条）、製造所・貯蔵所・取り扱い所以外の場所で危険物を取り扱えない。製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令で定められている（第10条の4）

危険物の製造所や貯蔵施設の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更については許可がいる。製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、当該市町村長か当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（第11条）

その際、政令で定める工事の工程ごと、及び完成時に市町村長等の検査を受けなければならない（第11条の2）。これは危険物保安技術協会（第11条の3）が代行することがある。また、品名・数量を変更しようとする者は、変更しようとする日の10日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならない

ない。（第11条の4）

工場の事業主などは、上の技術上の水準を維持しなければならない（第12条）。この水準が維持できていないと市町村長等により許可が取り消されたり、使用の停止を命じられることがある（第12条の2）

工場の事業主などは、危険物保安統括管理者を定め、事業所における危険物の保有に関する業務を統括管理させなければならない（第12条の7）。

工場の事業主などは、甲種危険物取扱者か乙種危険物取扱者で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者を定め、彼に危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならぬ（第13条）。

また、工場の事業主などは、危険物施設保安員を定め、工場施設・設備に係る保安のための業務を行わせなければならぬ（第14条）。

工場の事業主などは、火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない（第14条の2）。また、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならず、さらに、定期点検し、その点検記録を作成・保存しなければならぬ（第14条の3）。自衛消防組織も設けなければならない（第14条の4）

備考	<ul style="list-style-type: none">バイオマスの全ての資源、技術領域で、工場、事務所などの施設の設計・建設・管理面で関係してくる。特に危険物とされる化学物質、石油類、アルコール類、動植物油脂類の製品を製造する場合はきめ細かくチェックしクリアしなければならない。
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、運営・管理（有資格者、安全管理）、流

	通、販売
関連法	建築基準法